

かなが書きにくいことを、よくぞここまで書いてくれたと思う。そういう意味では、本書は広くすすめられるべき書物であり、少しの専門的な言葉さえ無視すれば、充分に一般向けのエッセイになるだろう。私は本

佐藤幹夫著

『知的障害と裁き』

—ドキュメント 千葉東金事件

書で、心の専門家として、同時に日本男子として、近くあるはずの、自身の母親の介護に向かう心構えが深いところで少し変わった。

北山 修

(きたやま・おさむ／北山精神分析室)

フリーライターである著者は、教師として長年特別支援教育に従事した後、転身し現在に至っているが、そのキャリアを生かしてこれまで

『自閉症裁判—レッサーパンダ帽男の「罪と罰」』(洋泉社、二〇〇五)、『裁かれた罪裁けなかった「こころ」—17歳の自閉症裁判』(岩波書店、二〇〇七年、岩波現代文庫「十七歳の自閉症裁判—寝屋川事件の遺したものの」二〇一〇年)などの話題作を出版してきた。著者は強靱な取材力を通して犯人の生い立ちから事件に至る経緯を丁寧に掘り起こすことを通して、いかにして発達障害を有する若者が事件を起こすに至ったかを

理解する上で貴重な資料を読者に提供し続けている。

本書の素材となったのは、二〇〇八年九月二一日、千葉県東金市で起きた殺人事件で、「当時五歳の女児が大通りの路上にて男に自宅に連れ去られ、浴槽で殺害された上に、全裸にて仕材置き場に遺体が遺棄される」というきわめて凄惨で、衝撃的な事件」である。

この事件は犯人とされる証拠として自白以外物証がほとんどなかったことから、当初被告の弁護士は犯罪容疑を全面否認する方針で臨む予定であった。しかし、起訴直前に主任弁護士が辞任し、新たな弁護士が再

結成されるという不測の事態が生じ、最終的に検察官の公訴事実を全面的に認めた「自白事件」という形となった。当初冤罪の疑いを抱きながら取材を行っていた著者はこの突然の予期せぬ事態に直面したこと、その論拠が覆され、執筆動機は大きく揺らぐことになるが、そこからも道い上がり、本書を完成し今回の出版にこぎつけたものである。著者の忍耐力にまずは一読者として感謝しなければならぬ。

著者が本書を纏めた意図は、「この事件に冤罪の疑いがあることを訴えるのではなく、「知的障害」と呼ばれる被告人が殺人事件の加害者としてどう裁かれたのかを検証すること」である。そこで著者の前に立ちはだかった厚い壁が、「知的障害」(しかも軽度)をもつ人びとの、内的な世界を理解することの難しさ」であった。

被告の自白に至る経緯と法廷で明らかにされた証言内容の実録は、日頃発達障害を主な対象として臨床に従事してきた評者にとって、その臨床の質を問いかけるほどの切迫した内容を持つものとなっている。ここ

に本書の価値がある。

本来ならば、このようなハンディキャップを背負っている知的障害の人々の身近に寄り添い、彼らのこころのありようを理解し、時に代弁することを求められるのが臨床家のはずである。「臨床」はそのような意味合いが込められている。著者はそのような立場にはない。過去に教師として長年特別支援教育に従事したことはあったとはいえ現在はフリーライターの身である。しかし、本書の内容に触れたならば、その執念ともいえる情報収集力のすごさとその真偽を嗅ぎ分ける嗅覚の鋭さに驚かされる。本書によって初めて知らされた軽度知的障害の人のこころのありようも少なくない。

この事例は知的障害かそれとも自閉症スペクトラム障害か、といった臨床診断レベルの議論はあまり意味をなさない。本書に示された知的障



岩波書店、2013年
2700円(税抜)

碍を持つ人のところのありようを理解する術を今われわれはもっているかという問題が突きつけられているのだ。

評者は成人に達した知的障碍の人たちに接する機会も少なくないが、福祉現場の職員たちは彼らと接する中で、本書に記載されたような疑問を常々抱いている。軽度あるいは境界域の知的障碍に対して、これまで臨床家はさほどの関心を示してこなかったのではないか。自閉症スペクトラム障碍ばかりが注目され、その扱い方の格差はあまりにも大きすぎる。

著者のテーマである知的障碍の人的内的世界の不可解さが端的に示されているのは、裁判の過程で被告が語った証言内容である。一言で言えば、その一貫性のなさであるが、それは尋ねる相手により、さらには同じ相手でも聞いていくうちに、あるいは日によって、内容が大きく異なることが珍しくなかったことである。

司法の場合は、被告弁護側と被害者検察側双方がことばを用いて徹底的に、論理的に議論し合うところであ

る。そこではことばの一義性が厳格に求められている。今回の裁判が大きな問題を投げかけているのは、その根幹にふれるものである。ことばが議論の用をなさない、というよりもことばそのものをどう受け止めればよいか、その信頼が揺らぐような審議の経過を知らされるからである。著者はもちろんのこと読者もそこに強い困惑を覚えるのだ。

取調室という異常な異次元空間にあつては、「健常者」であれ沈着冷静な心理状態を保つことなどできやしない。いわんや知的障碍をもち、かつ幼少期から育ちの環境に恵まれなかつた被告が、孤立無援な取調室ということばの一義性が求められる中でどのように振舞うようになるか、そのことを知ることは、司法の場に身をおくもののみならず、臨床の場でわれわれが彼らに関わる際にも、多くの課題を与えてくれるのではないか。

母親の陳述によって、被告の幼少期が明らかに。「甘え」をめぐって葛藤の強い乳幼児期を生きてきたことを強く思わせることが母親のことばで語られている。

「もつと息子に対応を教えるべきでした。自分(母親)の性格によるものとはいえ、本人(被告)にはこのような向き合い方しかなかった……」「自分(母親)の性格……社会性がない、引込み思案、排他的なところがある。子どもに対して素直に向き合えない。ひねくれている。」「お母さん大好き」と(子どもに)言われても、「私の方は大好きじゃないよ」と答えてしまう。子どもへの愛情を口にし、態度で示すことができなかった。心の中では言っていたのですが、伝わっていません……自分を拒絶する姿勢を子どもが感じていたのかもしれない。」そんな母親に対して子ども(被告)は「(母親の言うことを)理解はしていたと思います。口答えをする能力はありません。聞くしかできません。自分の考えをぶつけることはありません。一切、ただ、されるままです。」

幼少期、それも一歳頃、母親とのあいだで「甘え」をめぐって強いアンビヴァレントな思いを体験した子どもはその「甘え」欲求を断念することはできず、なんらかの形で母親

の関心を引くように努めるものである。その具体的な現われのひとつが、おそらくはその被告が母親の前で示した態度、「相手の意に逆らうことなく、従順に振舞う」ことである。さらには母親への「甘え」が享受できず孤立無援な状況にあつては、薬をもつかむ心境で相手に「媚(こ)びる」「阿(おもね)る」「陥(へつら)う」こともある。主体性の乏しい彼らにあつて今もつとも重視すべきは、自分が見捨てられないように相手との関係をなんとかしてつなぎとめることである。そのためには、ありとあらゆる手段を講じようと努めるものである。けつして「知恵が遅れる」という事態は、きわめて平板で単純で、浅い世界を生きていることをもたらすと思いがちだが、どうもそうではない。すべての面にわたって遅れるわけではない。「自己と承認をめぐる感情」は人一倍強く働いているものである。

そのような彼らにとつてことばはどのようなものとして機能しているかを考えてみる必要がある。本来ことばは、外界世界を把握したり、他者を理解したりしながら、物事を思

考し、自分の意思を伝えるという人間の精神機能の根幹を担っている。それが本来の機能を果たすためには、幼少期の子ども自身の気持ちを養育者が汲み取り、それをことばにして映し返していくことが不可欠である。しかし、それなくして養育者の一方的な思いでことばが次々に投げかけられるとどうなるか。他者からのことばは子どもを容易に動かす、主体性を奪うものとなっていくことさえありうるのだ。

そこで評者が想起するのは、行動障碍のために施設入所していたある男性成人と母親との同席面接を行った際の印象的な場面である。母子双方に強い緊張が感じられたために、評者は緊張をほぐすために彼の肩をもんでやった。彼は気持ちよさそうに身体の反応を示していた。そばで見ていた母親がさりげなく「この子は他人に肩を触られるのは嫌なんですよね」と述べた。すると彼は途端に身体をねじって、まるで私の肩もみを嫌がるような反応を見せたのである。評者が最初彼の身体に触れた時の感触はとても良いものであったため、その急変ぶりに驚かされたも

のである。それほど彼にとつて母親の語ることばのもつ力は大きく、彼の身体感覚さえ変えてしまうのだ。

「罪を犯す障害者」がこの一〇年ほど世間を騒がせているが、それは現代社会のセーフティネットの弱体化を抜きには考えられない。いまや「司法は福祉的発想を取り入れ、福祉には司法の観点をに入れる」ことが求められている。安全な社会を作り守るための不可欠な課題だとも著者は強調する。そのことは彼らと日々接することの多い学校現場、福祉現場、そして臨床現場に関わる者たちの責任も重くなることを意味しているのではないか。

殺人という重大な罪を犯した被告の行為そのものは許されないことに変わりはないが、再犯防止のために、われわれが考えるべきことのひとつは、これほどまでに追い詰められていったところの軌跡を辿り、その人生を理解することである。そこで行き着くのは、被告の幼少期体験とその後の負の連鎖に基づく圧倒的な不幸な歴史が存在することである。本書が示した数々の貴重な記録を真摯に受け止める必要がある。著

者の労にこころより敬意を表したいと思う。

小林隆児

佐野 誠著

『99%のための経済学』（教養編、理論編）

今の日本や世界のあり方はどうもおかしいと感じている人は多いのではないだろうか。特に先進国をリードするアメリカ合衆国において、マネーゲームに基づく極端な格差社会がどんどん進み、貧困層の増加を引き起こし、さらにはサブプライムローン問題や、リーマンショックなど、世界経済の大混乱の元凶となっている。新自由主義と呼ばれる経済政策に多くの問題があることははっきりしているのに、世界中を巻き込んだ歯止めのないマネーゲームが全世界に広がっている。わが国も自民党政権復帰後、新自由主義的な経済政策に突き進んでいるように見える。社会のゆがみは、底から見るとよく見える。児童精神科医として、特に子ども虐待の臨床を通して写る

のは、格差が広がりがりつつある今のわが国の姿であり、暴力や性加害・被害が世代を超えてつながって行き、止めることが出来ない現状である。今のわが国のやり方では、子ども虐待への対応はダメとしか言いがたない。問題の所在がはつきりしているのに、それに目をつむっている日本の状況が広がっている。

一年間際の今日まで、切れ目なく公務員として働いてきた私は、そこに裕福な生活を送ってきたと感じる。自己犠牲をしたくもないし、消費に暮らそうとも思わない。だが弱者を搾取して、それで儲けたいと思わない。私のこんな実感は多くの小市民の人々に共通するのではないだろうか。

佐野は新自由主義が構造上の欠陥